◎新潟県告示第1324号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。 平成24年11月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器 皮革面積計
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

_					
	検査日時		検査場所	検査区域等	
1	2月10日から12	午前10時から正午まで	特定計量器の所在の場所	新潟市、長岡市、上越市	
J	月21日まで。ただ	午後1時から3時30分まで		を除く新潟県全域	
1	し、土・日曜日を				
Ŗ	余く。				

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会